

□能登半島地震からの復興

輪島市福祉環境部市民課災害復興支援係

(旧災害復興支援室)係長 堤 聡

平成 19 年 3 月 25 日 9 時 41 分それは突然やってきました。マグニチュード 6.9、震度 6 強の今までに体験したことのない激しい揺れが襲いました。あれから 3 年の年月が経過し、皆様からの温かいご支援のおかげで輪島市も以前の賑わいを取り戻しつつあります。この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

被災地として何か出来ることはないか？ということで、今後の参考に輪島市の能登半島地震からの復旧、復興における取り組みの一部をご紹介します。

まず、能登半島地震における被害状況については、石川県全体で住家全壊 686 棟、半壊 1,740 棟の被害が発生しています。このうち、輪島市では全壊 513 棟、半壊 1,086 棟で、県内半壊以上の約 66%が輪島市内で発生しています。なお、この数は、市内の全住家の約 5%が全壊、約 11%が半壊、併せて約 16%が大きな被害を受けています。

また、最も被害の大きかった門前町諸岡地区では約 57%が半壊以上の被害を受けています。非住家では、市内で全壊 1,498 棟、半壊 1,376 棟の被害が発生しています。このうち、土蔵の被害が全体の約 50%を占めて

います。人的被害は県全体で死者 1 名、重軽傷者 338 人、うち輪島市では死者 1 名、重軽傷者 115 人となっています。これらが示すように、能登半島地震においては輪島市に被害が集中していることが分かります。

そのため、本市には地震直後から国の関係機関(内閣府、国土交通省)及び石川県より市庁舎内に現地対策本部が設置されました。これにより、被災地の状況を関係機関が直接確認し、的確で迅速な対応をすることが出来ます。また、同一の建物に関係機関が集中することで、互いに集めた情報を共有することができ、また、調整をスムーズに行なうことができました。そのほかにも、従来は県を通じて確認していたことも、関係機関と直接お話をすることで迅速に対応することが出来ました。

その後、国及び県の出資で能登半島地震被災中小企業復興基金、能登半島地震復興基金の 2 つの基金が設立されました。それを踏まえ、輪島市は復興に向けて地元自治会や各種団体と連携して輪島市復興計画の策定作業を進めました。復興計画は、住民の住まいの復興、基幹産業である漆器、観光業

等の復興、地域のコミュニティの復興を目指し、様々な方向から検討を行いました。その内容を元に、各基金に対しては制度設計の働きかけを行い、又、国に対しては被災者生活再建支援制度の拡充等の働きかけなどを行ないました。その結果、中小企業復興基金は使い勝手が良く、被災中小企業への復興支援に、能登半島地震復興基金は地域のコミュニティの再建、住宅の再建に大きく貢献することとなりました。また、被災者生活再建支援法は、全国の被災自治体を始め関係機関のご尽力により、使い勝手のいいものに改正され、能登半島地震への適及適用という形になりました。

中小企業復興基金の主な事業は、漆器業、酒造業、商店街に対する支援、風評被害の払拭のためのキャンペーンです。この中でも、漆器、酒造業と業種を特定した復興支援は前例がないものです。これは非住家被害で書きました「土蔵が50%を占める」につながります。土蔵は漆器業では漆の乾燥のために、酒造業では醸造のために無くてはならない建物ですが、古い土蔵は通気性、透湿性に優れているため、新しいものはほとんどありませんでした。そのために地震には強いとは言えず、今回の地震によりほとんどの土蔵で壁の剥落等の被害が発生しました。景気が悪い中、何とか耐えていた小規模事業者がほとんどの基幹産業の漆器、酒造業者。このままでは伝統産業が無くなってしまおうという危機感がおそいました。それを何とかしようと業種に絞った支援を行なった訳です。支援内容は、全壊の場合200万円+300万円(5,000万円以上投資の場合2/3を限度に)、半壊の場合100万円、仮店舗、

仮倉庫の賃借料の補助などとなります。全壊、半壊の補助制度は補修工事で使え、細かな区分がないため非常に使いやすい制度となっています。

財団法人能登半島復興基金は、能登半島地震復興プランに基づき、19年8月に3事業、10月に19事業、翌3月には3事業が開始されました。その中でも、「能登ふるさと・住まいまちづくり支援事業」は、被災者に直接補助する制度で、全壊世帯には最大200万円、大規模半壊世帯には最大120万円の補助金が支給されます。ただし、前述の中小企業復興基金と違い、補助項目が設定されています。そのため、満額支給の世帯は全壊で323世帯中110世帯、大規模半壊で41件中17件と全体の3割程度となっています。これは、補助項目が「耐震・耐雪」・「バリアフリー」・「景観配慮」・「県産材活用」・「建ておこし」という5種類に分かれ、それぞれに50万円、60万円、40万円、60万円、75万円という限度額があり、被災程度、再建区分に応じて対象項目が決まっているためです。そのうえ、補助の基準の決定までに約半年の時間を要したために、決定以前に工事を行っていたものの中には、基準に合わない例も少なくありません。新築の場合、「耐震・耐雪」の項目で耐震部分では十分な強度を持った建物でも、耐雪部分で柱の直下率が満たないために、補助対象から外れた場合や、「バリアフリー」の項目で特定寝室の内面積や浴室の内面積が小さいため対象から外れた場合、「景観配慮」の項目で外壁を防火のため、サイジング張りにしたため対象から外れた場合、「県産材活用」の項目でいち早く住居を確保するた

めに地元業者でなく、大手の建築業者に頼んだため対象とならなかった場合などが主な理由です。補修の場合、対象工事費の1/2という補助率が設定されていることや被害のひどい部分を一部除却を行ってそこに増築工事をした場合は補修となるため「建ておこし」の項目に該当する工事が無い場合などが主な理由です。しかしながら、この制度が発表されてから、災害公営住宅希望者が減り、その方々が自力再建を行なっていますので、この制度は十分に住宅再建の後押しになったものと思います。

そのほか、復興基金は地域コミュニティの再生にも大きな力となりました。コミュニティ施設の再建への補助や共同利用施設の再建への補助、コミュニティ維持への補助等様々な補助を行なっています。被災地では、個人住宅以外にも、地区集会所や地区倉庫などにも大きな被害が発生しています。高齢化が進む当市では、収入が少なく自分の住宅の補修で精一杯で、集会所や地区倉庫などの補修までお金が回らない地区がほとんどでした。このため、多くの地区が前述の補助制度を利用し、地区の再生を図っています。このほか、皆様から頂いた義援金の一部で、復興基金事業では対象とならない地区施設の補修のために「地域コミュニティ再生支援枠」を設定し、被災地区施設ごとに配分をさせていただいています。

これらの各基金の制度は、輪島市だけでなく能登半島の全市町と石川県とが地震後、幾度となく協議を重ねた結果です。担当者間ではかなりひどい言い争いをしたこともあります。しかしながら、その言い争いが時にはいい方向に進むこともありました。お

互いに意見をぶつける事が制度設計には大切だということに身に染みて感じました。

本来であれば、能登半島地震復興プランや輪島市復興計画について細かく説明するところですが、せっかくの機会ですので、私の経験から皆さんにお願いしたいことを書かせていただきます。

まず、どこの市区町村でも防災訓練を行なっていると思いますが、これは、復旧までのものです。復興について考えたことはありますか？ 当市でも震災後、復興の部分(被災者の支援)でかなりもたつきがあったと思います。復興基金のところで書きました「能登ふるさと・住まいまちづくり支援事業」が細部の決定に半年かかったことがそれです。防災だけでなく、復興計画を考えてみればどうかと思います。災害救助法等が適用される災害ですと国からいろいろな支援が受けられるはずですが、能登半島地震の規模の災害で2つの基金が設立され、総額約60億円もの支援が可能となっています。皆様の市区町村ではどういった補助が地域コミュニティには必要かを考えてみませんか？ 能登半島地震では、新潟県のを参考に、少し手直しをして行ないました。これは、スピードを優先したためで、必ずしも当市にあっているとは限りません。どういったことをすればいいか事前に検討しておくことによって、在り来たりのものだけでなく、地域のニーズにあったよりよい復興計画が出来ると思います。復興は時間が勝負です！ 被災者からよく「もっと早く分かっていたらよかったのに！」とお叱りを受けたことも多々あります。そういった声を少しでも少なくするのが行政の勤めではないでしょ

うか?何かにつれ、公務員に対する目は厳しくなっています。私は公務員はサービス業だと思います。サービス向上には今まで以上に事前の準備が必要で、想定外のとくでも慌てず、しかし迅速に対応しなければなりません。だからこそ、災害への備えで、ある程度の計画を作っておきませんか。ただ作るのではなく、最低でも3年に1回(出来れば1年に1回)は皆様の市区町村と都道府県で話し合いの場を設けることをお勧めします。仮に2年後ぐらいに当市で同じような災害があったとします。そうすると県は現在の基金事業をそのまま新しい災害に準用させるという方向で動くと思います。しかし、それは5年以上前の社会情勢で作ったものとなり、時代にあったものとはなりません。地震とか少ないし、関係無いなあと思われている方、そんなのなったときに考えれば何とかなるだろうと考えている方、そうではありません。災害発生直後はそんなことを考えている余裕は無いです。被害

調査、避難所の対応、安否確認、マスコミ対応などやることは山積みです。少しでも時間に余裕を作るには復興について前もって考えることが一番だと思います。長々と書かせていただきましたが、私が言いたいの、「防災計画と復興計画はセットだ」ということです。あくまでもこれは私の個人的な意見で輪島市としての意見ではありませんのでご了承ください。

最後に、輪島市では「復興までの実務」というものを作っています。これは能登半島地震から現在までの輪島市の復旧・復興の取り組みでの良かった所、悪かった所を全て掲載し、今後の災害に役立ていただければと作りました。また、輪島市復興計画や能登半島地震記録ダイジェスト版の取扱いもしています。

ご希望の方は

輪島市福祉環境部市民課

災害復興支援係

電話:0768-23-1100

E-mail:fukkou@city.wajima.lg.jp

までご連絡をお願いします。